

この報告書により、農地所有適格法人の要件を満たしているか確認します。

様式例第5号の1

農地所有適格法人報告書

法人の事業年度を記入してください。

自 令和 4年 4月 1日
至 令和 5年 3月 31日

令和 5年 5月 1日

山梨市農業委員会会長 様

事務所所在地 山梨市〇〇〇 〇〇番地
名称 株式会社〇〇〇 など
代表者氏名 代表取締役 〇〇〇〇 印
電話番号 (〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

要件1 法人形態要件
①～⑤に当てはまるか確認します。
①株式会社(株式譲渡制限会社(公開会社でない)に限る) ②合名会社
③合資会社 ④合同会社
⑤農事組合法人

1 法人の概要		記	
法人の名称及び代表者の氏名	株式会社〇〇〇 など		
主たる事務所の所在地	山梨市〇〇〇 〇〇番地		
経営面積 (ha)	所有農地の有無	有	無
	田	20.0 ha	
	畑	0.5 ha	
	採草放牧地		
法人形態	株式会社、合同会社など		

法人の所有農地、利用権設定農地面積の合計を記入してください。

2 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
実績	桃、ブドウ	農産物の製造・加工・販売など	
翌事業年度の計画	桃、ブドウ	農産物の製造・加工・販売など	

2) 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
報告対象年度の2年前(実績)	28,765	前回の報告書と同額
報告対象年度の1年前(実績)	29,876	
報告対象年度(実績)	30,235	今回の決算額
翌事業年度の計画	30,000	今後の見込み

3 農地法第2条第3項第2号関係
構成員全ての状況

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、
業協同組合、投資円滑化法に基づく承認

要件3 議決権要件

①～⑥に当てはまる構成員が議決権の過半(半分を超える)か確認します。

- ①法人に農地を提供した個人
- ②法人の農業常時従事者
- ③法人に基幹的な農作業を委託した個人
- ④中間管理機構または農協を通して法人に農地を貸し付けている個人
- ⑤農地中間管理機構、農協など
- ⑥農業法人投資育成事業を行う承認会社(投資円滑化法第10条)

氏名又は名称	住所又は 主たる事務所の 所在地	国籍	議決権 の数	提供面積(m ²)		年間従事日 数		農地提供 の内容
				権利の 種類	面積	直近 実績	翌事業 年度の 計画	
〇〇	要件①の記入例 賃借権、使用貸借権							
〇〇	要件②の記入例 常時従事者は農業(関 連事業含む)に原則年 間150日以上従事	日本	30	賃借権	10,000	150	150	
〇〇		日本	20	賃借権	3,000	150	150	田植え等
〇〇 〇〇	〇〇〇	日本	10	賃借権 (中)	2,000	50	50	
〇〇 〇〇	〇〇〇	日本	10	賃借権 (JA)	2,000	20	10	

議決権の数の合計	100
農業関係者の議決権の割合	100%

上の表の議決権数の合計

要件④の記入例
中間管理機構を通した場合
は「賃借権(中)」
JAを通した場合は「賃借権
(JA)」と記入

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数：550 日

(2) 農業関係者以外の者 ((1)以外の者)

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格 又は 特別永住者	議決権の 数
上記の (1) 以外の構成員 (株式会社は株主、合同会社・合名会社・合資会社は社員)				
議決権の数の合計				
農業関係者以外の者の議決権の割合				

注意
農事組合法人の場合、農業協同組合法によって事業内容、組合員（構成員）の資格等が定められています。
農地法の要件の他に、農業協同組合法の要件も満たす必要があります。

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	直近実績		必要は農作業への年間従事日数	
					直近実績	翌事業年度の計画	直近実績	翌事業年度の計画
〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	日本	180	代表取締役	180	180	50	50
〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	日本	150	取締役	150	150	150	150
〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	中国	特別永住	取締役	100	100	30	50

株式会社・特例有限会社の場合は「取締役」、合同会社・合名会社・合資会社の場合は「業務執行役員」と記入
農事組合法人の場合は「理事」と記入

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	直近実績		必要は農作業への年間従事日数	
					直近実績	翌事業年度の計画	直近実績	翌事業年度の計画
<p>年間60日以上農作業に従事している役員がない場合、法人の行う農業（関連事業を含む）に関する権限や責任のある使用人がいる場合は記入してください。 (例)農場長、農業部門の部長</p>								

農業全般の従事日数
150日以上の理事が
半数より多い
(例)3人の理事→2
人が150日以上

農業従事日数の内、
農作業従事日数60
日以上が1人以上
(例)3人の内1人が
60日以上

要件4 役員要件

- ①～②の両方に当てはまるか確認します。
- ①理事等の過半（半分より多く）が農業（関連事業を含む）に常時従事（原則年間150日以上）する構成員であること。
- ②役員または重要な使用人のうち1人以上が原則60日以上農作業に従事すること。

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。
 - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
 - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - エ 農業生産に必要な資材の製造
 - オ 農作業の受託
 - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
 - (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「2(1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「2(2)売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しないの事業」欄に記載してください。
- 4 「3(1)農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

ここで、複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3(1)農業関係者」の「農地等の提供面積 (㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。
- 6 2、3及び4の翌事業年度の計画の欄は、報告に係る事業年度の翌年度の計画を記載してください。
- 7 2の翌事業年度の計画、3の住所又は主たる事務所の所在地、国籍等及び翌事業年度の計画並びに4の国籍等及び翌事業年度の計画の各欄については、農地を所有する農地所有適格法人のみ記載してください(ただし、3の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。)

国籍等は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等(日本国籍の場合は、「日本」)を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国(内国法人の場合は、「日本」)を記載してください。

なお、4の(2)については、4の(1)の理事等のうち、法人の農業に従事する者(原則年間150日以上)であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数(原則年間60日)以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。